

### 第 3 1 回南幌町農業委員会総会議事録

令和 7 年 1 1 月 2 6 日（水）午後 2 時 3 0 分より、役場各種委員会室において第 31 回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	武	良	敏	則
2	番	南		則	之
4	番	上	野	勇	樹
5	番	久	保	正	彦
6	番	野	呂田	雄一	郎
7	番	青	木	義	春
9	番	背	尾	裕	典
10	番	立	川	久	彦
11	番	高	島	茂	和
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者	3	番	江	郷	弘
	8	番	山	田	浩

本日の議案は次のとおり

- 報告第1号 農業経営改善計画の認定について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第1号 農用地等のあっせん結果について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農用地利用集積等促進計画の要請について

事務局出席者      事務局長 山 本      篤  
農地係主査 森 川      真由美

議長 これより、第 31 回南幌町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席者は 10 名でございます。江郷委員、山田委員におかれましては欠席の届が出されております。  
ただちに本日の会議を開きます。

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第 14 条の規定により議長において指名いたします。4 番 上野 委員、5 番 久保 委員 以上ご兩名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第 31 回南幌町農業委員会総会は、11 月 26 日 本日 1 日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第 31 回南幌町農業委員会総会は、11 月 26 日 本日 1 日限りと決しました。

日程第 3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和 7 年 10 月 27 日、第 30 回農業委員会総会を開催した。

10 月 30 日、令和 7 年度地区別農業委員等研修会が深川市で開催され、委員 6 名出席した。

11 月 6 日、あっせん委員会に関係委員出席した。

11 月 25 日、表彰審議会に会長及び会長職務代理者出席した。

以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

議 長 日程第4 報告第1号 農業経営改善計画の認定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。  
南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。

令和7年11月26日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましては、1件でございます。

認定番号7の11の1、住所は空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。

認定年月日は令和7年11月〇〇日、再認定となり、有効期限は令和12年11月〇〇日までとなっております。

認定農業者の経営体の総数につきましては、**138経営体**のうち**法人が16法人**となります。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

---

議 長 日程第5 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

農地法第3条の3第1項の規定により、農地の権利取得の届出

があったので報告する。

令和7年11月26日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第2号について説明いたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、1件でございます。

権利を取得した者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、畑で469㎡となります。届出をした日は、令和7年11月〇〇日。取得した事由は、所有者（〇〇 〇〇〇）の死亡による相続となっております。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

議長 質疑がございませんので、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出については、報告済みといたします。

---

議長 **日程第6** 議案第1号 農用地等のあっせん結果についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農用地等のあっせん結果について。

第30回農業委員会総会に申出があった農用地等のあっせんに対して、あっせん委員より南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第5項の規定による、あっせん調書の提出があったので審議願い、意見を求める。

令和7年11月26日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農用地等のあっせん結果につきましては、1件でございます。

あっせん申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。あっせんの申出地は、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番



令和7年11月26日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。農地法第3条の規定による許可申請につきましては、所有権移転によるものが2件でございます。

1件目の譲渡人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。譲受人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1,921㎡となります。申請理由は、譲渡人は、所有地を売却することにした。譲受人は、申請地を取得し経営の拡大を図りたく申請に及んだとしています。

別にお配りしています、農地法第3条調査書により説明いたします。資料1-①をご覧ください。

第2項第1号は譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。

同項第2号は、譲受人は個人であることから適用しない。

同項第3号は、信託ではないので該当しない。

同項第4号は、譲受人は年250日農作業に従事していることから該当しない。

同項第5号は、所有権移転につき該当しない。

同項第6号は、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しないものとしています。

2件目の譲渡人は、福岡県〇〇市〇〇区〇〇〇丁目〇〇番〇〇号、〇〇〇〇。譲受人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で2,548㎡となります。申請理由は、譲渡人は、所有地を売却することにした。譲受人は、申請地を取得し経営の拡大を図りたく申請に及んだとしています。

別にお配りしています、農地法第3条調査書により説明いたします。資料1-②をご覧ください。

第2項第1号は譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保

有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。

同項第2号は、譲受人は個人であることから適用しない。

同項第3号は、信託ではないので該当しない。

同項第4号は、譲受人は年250日農作業に従事していることから該当しない。

同項第5号は、所有権移転につき該当しない。

同項第6号は、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しないものとしています。

なお、1件目及び2件目については、野呂田委員が現地の調査を行い、周辺の農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。

以上のことから、いずれも農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

説明は以上でございます。

議長 只今の説明に関連して、現地調査にあられた委員より補足説明があれば、お願いいたします。

6番 議長 6番

議長 6番 野呂田 委員

6番 この件につきまして、現地調査を行いました。いずれも周辺農地への影響等はないものと思われ。以上です。

議長 事務局の説明及び委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認することに決しました。

---

議長 日程第8 議案第3号 農用地利用集積等促進計画の要請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 農用地利用集積等促進計画の要請について。  
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画を策定することの要請について議決を求める。  
令和7年11月26日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第3号について説明いたします。農用地利用集積等促進計画の要請につきましては、所有権移転が2件、利用権の設定が2件です。

所有権移転 整理番号7の11の1の売り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。買い手は、〇〇〇〇〇〇〇。  
整理番号7の11の2の売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。  
土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇〇、田で10,628㎡他計2筆ございまして、22,923㎡となります。価格につきましては、〇,〇〇〇,〇〇〇円となります。

続きまして、利用権の設定 整理番号7の11の1の貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。借り手は、〇〇〇〇〇〇〇。整理番号7の11の2の貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇。借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番、田で

9, 024㎡他計5筆ございまして、86, 606㎡となります。利用権の期間は、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇年間となります。

以上、促進計画の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと考えます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。お諮りいたします。議案第3号 農用地利用集積等促進計画の要請については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

---

議長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第31回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第31回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午後 2時46分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

4 番

5 番